

# 令和5年度鶴見工場業務用空調機冷媒ガス回収業務委託 仕様書

## 1. 業務概要

- (1) 業務名称 令和5年度鶴見工場業務用空調機冷媒ガス回収業務委託
- (2) 業務場所 大阪広域環境施設組合 鶴見工場  
住 所：大阪市鶴見区焼野2-11-5  
TEL：06-6912-4745
- (3) 履行期限 令和5年6月23日
- (4) 業務内容
- ・本業務は、当工場内に設置している業務用空調機の冷媒ガス（フロンガス）の回収業務を行う。詳細は、機器一覧表及び図面参照のこと。
  - ・業務は、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」に則り、適切に行うこと。
  - ・冷媒ガス回収後、行程管理票又は行程管理票に準じた書類を提出すること。

## 2. 業務仕様

- (1) 業務責任者及び第一種フロン類充填回収業者
- ・受注者は、本業務における業務責任者を定めること。
  - ・受注者は、大阪府の「第一種フロン類充填回収業者」の登録業者であること。
- (2) 安全対策
- 受注者は、本業務実施にあたり、関係法令の規定を遵守し安全対策に十分配慮すること。
- (3) 提出書類
- 受注者は、『大阪広域環境施設組合業務委託提出書類一覧表』に記載されている書類を提出すること。様式は、大阪広域環境施設組合ホームページより入手すること。  
(<https://www.osaka-env-paa.jp/nyusatsu/yoshiki/itaku.html>)  
業務終了後、直ちに業務報告書並びに本案件に関する必要書類を1部提出すること。
- (4) 実施日時
- 業務実施日は、土・日・祝祭日を除く平日とし、詳細は当組合担当者と協議すること。  
また、実施時間は、9：00～16：30を原則とし、17：00までに完全撤収すること。
- (5) 現場の管理
- ①業務責任者は、業務計画書に基づき、作業を適正に管理すること。
  - ②受注者は、工場の設備等に危害を及ぼさないよう細心の注意を払うとともに、必要な安全対策を講じ、適正に管理すること。
- (6) その他
- ・応札にあたり、本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は、質問期間内に指定の方法により、よく質し、その内容を熟知の上、応札すること。質問受付期間終了後の疑義については受付ない。また、契約後における仕様書の疑義は、本組合の解釈によるものとする。
  - ・受注者は契約締結後、速やかに当組合担当者と打合せを行い、円滑に業務が行えるようにすること。

## 標準仕様書

## 第1章 総則 一般

## 1-1 適用範囲

- (1) 本標準仕様書（以下「仕様書」という。）は、大阪広域環境施設組合（以下「本組合」という。）が、委託により実施する本組合所轄の設備等の維持管理に係る各種の業務委託に適用する。
- (2) 本仕様書は標準業務委託の仕様書であり、本仕様書に定めのない事項は、別に定める仕様書（以下「特記仕様書」という。）に従う。
- (3) 特記仕様書に記載された事項は、本仕様書に優先する。

## 1-2 提出書類

本組合に提出する書類は、「大阪広域環境施設組合業務委託提出書類一覧表（以下、「提出書類一覧表」という。）」によるほか、監督職員の指示するものとし、提出時期に従って遅滞なく提出し、監督職員の承諾を得なければならない。なお、部数については変更することがある。

## 1-3 業務責任者等

受注者は、業務責任者のほか、諸法規等に定める各種の責任者又は技術者等を定め、履行中その者を所定の業務に従事させなければならない。

## 1-4 業務責任者等の証明について

- (1) 本業務委託において、業務責任者については、直接的な雇用関係にある自社社員でなければならない。
- (2) 上記を確認するため、「提出書類一覧表」に記載の「受注者に所属することを証する書類」届出書（当初・変更）」に、公的に雇用関係を証するものの写しを添付し、期限内に提出する。

## (公的書類例)

- ・ 健康保険被保険者証（所属会社の判るもの）
  - ・ 標準報酬決定通知書
  - ・ 雇用保険における被保険者証
  - ・ 雇用保険における被保険者通知書（事業主通知用）
  - ・ 市町村発行特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）
  - ・ その他、公的書類で雇用が確認できる書類
- (3) 雇用が確認できない場合及び疑義がある場合は、契約解除、指名停止等の措置を行うものとする。

## 1-5 関係法規等の遵守

受注者は、業務履行にあたり、労働基準法、労働安全衛生法、消防法、電気事業法その他関係法規を遵守する。

## 1-6 官公署等への手続

受注者は、業務履行にあたり、必要な関係官公署その他に対する諸手続を、遅滞なく処理する。

#### 1-7 作業時間

- (1) 本業務の作業時間は、本組合の就業規則により定められた就労時間を原則とする。
- (2) 休日又は前項に定める時間以外に作業を行う必要のある場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

#### 1-8 事故防止

- (1) 受注者は、本業務にかかる一切の事故を未然に防止するため、有効かつ適切な事故防止対策を講じる。
- (2) 万一、不測の事態により事故が発生した場合は、直ちに応急措置を講じるとともに、関係先及び監督職員に連絡し、その指示を受ける。

#### 1-9 現場管理

- (1) 受注者は、業務作業中、必要な専門技術者を現場に派遣して、業務の指揮監督にあたる。
- (2) 受注者は、業務に従事する作業員等を指揮監督し、事故防止及び整理整頓について注意する。

#### 1-10 損害賠償

- (1) 業務の不完全、作業の不注意あるいは保安施設の不備等によって生じた損害は、すべて受注者の負担と責任において損害賠償を行う。
- (2) 業務作業によって第三者に危害を及ぼし又は損害を与えたときは、原則として受注者が処理解決にあたる。

#### 1-11 業務委託写真

受注者は、業務写真帳を作成し提出する。なお、写真撮影箇所は、監督職員が指示する。

#### 1-12 業務委託報告書

受注者は、業務内容、測定記録、試運転結果並びに考察を業務委託報告書としてとりまとめ、監督職員に提出する。

#### 1-13 検査

業務が完了したときは、改めて本組合関係者及び受注者立会いのうえ、完了検査を行う。

## 第2章 現場作業一般事項

### 2-1 機器の運転、停止等

設備機器の運転、停止操作は、原則として本組合が行うか又は監督職員の承諾を得て受注者が行う。

### 2-2 機器等の損傷

作業中に設備機器、構造物等を損傷(塗装を含む)した場合は、監督職員の指示するとおり受注者の責任で復旧又は新品と取替える。

### 2-3 電力、水道水等

作業に必要な電気、上水、工水は、指定する場所から本組合が支給する。ただし、必要な仮設材料等は、受注者の負担とする。

なお、作業用電気を使用するにあたり下記事項を遵守しなければならない。

- (1) 受注者は、作業内容、工程、作業の保安等について、当該施設の電気主任技術者又は、その代行者と打合わせのうえ承諾を得るとともに、安全確認を行う。
- (2) 作業用電気は、指定する最寄差込コンセントより取出し、漏電遮断器付作業用コードリール等の中継して使用する。
- (3) 電気を直接電灯分電盤や動力配電盤から取出す必要のあるときは、漏電遮断器付きの仮設配電盤を設置し、使用機器類等と中継する。電気の取出し又は取り外しは電気工事士の資格を有する者が行う。  
また、作業用電気に係る盤の安全管理は受注者が行う。
- (4) 使用機器類(移動用電動工具を含む)は、受注者が事前に安全を確認したものを使用することとし、必ずD種接地(アース)を施す。

### 2-4 あと片付け等

作業準備、あと片付け、清掃等は、すべて受注者の負担とする。

### 2-5 その他

作業の細部に関しては、監督職員と協議のうえ実施する。

## 第3章 安全管理

### 3-1 一般事項

本業務の履行にかかる安全管理については、関係法規及び監督官庁の指示を遵守する。

### 3-2 安全管理

安全管理に関しては次の事項に留意し、監督職員の指示するものは書類で提出する。

- (1) 連絡体制
- (2) 資格を必要とする作業
  - ア 酸素欠乏等危険場所での作業（酸素欠乏症等指定箇所作業計画書及び測定記録を提出）
  - イ クレーン（玉掛けを含む）作業
  - ウ 溶接作業
  - エ 足場組立作業
  - オ その他、特記仕様書に記載されている資格を必要とする作業
- (3) 作業場所の区分
  - ア 維持管理範囲と輻湊する場所
  - イ 維持管理用通路の確保
  - ウ 資材置場
- (4) 危険作業における安全措置
  - ア 高所作業
  - イ 上下作業
  - ウ 電気事故防止
  - エ 安全標識
  - オ 保護具の着用
- (5) 仮設作業における安全措置
  - ア 作業用足場
  - イ 仮設配線、配管
  - ウ トラック、クレーン等
- (6) 防火管理、喫煙場所の指定
- (7) 交通安全

## 暴力団等の排除に関する特記仕様書

### 1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱（平成 26 年制定。以下「要綱」という。）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 5 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、要綱第 2 条第 8 号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から要綱第 13 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本組合監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本組合に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、大阪広域環境施設組合競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本組合が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

### 2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でない判断した場合はこの限りでない。

## コンプライアンスに係る特記仕様書

### (条例の遵守)

第1条 受注者及び受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成27年条例第5号)(以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

### (公益通報等の報告)

第2条 受注者は、本契約について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(大阪広域環境施設組合総務部総務課)へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第11条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(大阪広域環境施設組合総務部総務課)へ報告しなければならない。

### (調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

### (公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

### (不当要求の取扱い)

第6条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者(大阪広域環境施設組合総務部総務課)に報告しなければならない。

※大阪広域環境施設組合総務部総務課  
(連絡先：06-6630-3185)

(発注者：大阪広域環境施設組合 受注者：請負者又は受託者)

## 【 再委託に係る特記仕様書 】

1 業務委託契約書（経常型、成果物型、長期継続契約用）第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

（１）委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

（２）業務用空調機冷媒ガス回収業務

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

4 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを越えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪広域環境施設組合競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。元請の契約金額が 500 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を発注者に提出しなければならない。

## 機器一覧表（業務用空調機）

### 工場6階ごみクレーン操作室

種類	メーカー名	電圧	型番	冷媒ガス種類	封入量/台	台数
パッケージエアコン	東芝キャリア（株）	3Φ200V	ROA-AP806HS	R410A	2.10kg	1

### 工場5階ごみバケット整備室（1）

種類	メーカー名	電圧	型番	冷媒ガス種類	封入量/台	台数
パッケージエアコン	（株）日立空調システム	3Φ200V	RAS-NP224HVR	R410A	10.10kg	1

### 工場4階タービン復水器室

種類	メーカー名	電圧	型番	冷媒ガス種類	封入量/台	台数
空調用チラー	日立ジョンソン コントロールズ空調（株）	3Φ200V	RCNP1500AV	R410A	34.00kg	3

### 工場3階空調機械室

種類	メーカー名	電圧	型番	冷媒ガス種類	封入量/台	台数
パッケージエアコン	日立アプライアンス（株）	3Φ200V	RP-AP450RHVP1	R410A	18.00kg	2
パッケージエアコン	ダイキン工業（株）	3Φ200V	SRYP450A	R410A	17.90kg	2

### 工場3階ごみ分析室

種類	メーカー名	電圧	型番	冷媒ガス種類	封入量/台	台数
パッケージエアコン	ダイキン工業（株）	3Φ200V	FHYJ160F	R22	4.30kg	1
冷水機	三菱電機（株）	1Φ100V	WP-52C1	R134a	0.15kg	1

### 工場3階排ガス分析計室

種類	メーカー名	電圧	型番	冷媒ガス種類	封入量/台	台数
パッケージエアコン	東芝キャリア（株）	3Φ200V	ROA-RP1601H	R32	2.40kg	1

### 工場2階分析室

種類	メーカー名	電圧	型番	冷媒ガス種類	封入量/台	台数
冷蔵ショーケース （コンデンシングユニット）	福島工業（株）	1Φ100V	FMS-170GS1	R134a	0.13kg	1
冷蔵ショーケース	（株）東芝	1Φ100V	SF-191G-D1	R12	0.17kg	1
冷水機	（株）東芝	1Φ100V	RWF-188BH	R12	0.07kg	1

### 工場2階灰クレーン制御室

種類	メーカー名	電圧	型番	冷媒ガス種類	封入量/台	台数
パッケージエアコン	ダイキン工業（株）	3Φ200V	RP50PV	R410A	1.20kg	1

### 工場1階工作室

種類	メーカー名	電圧	型番	冷媒ガス種類	封入量/台	台数
パッケージエアコン	（株）東芝	3Φ200V	ACSA16086M	R410A	3.70kg	2

## 工場 1 階女子浴室

種類	メーカー名	電圧	型番	冷媒ガス種類	封入量／台	台数
パッケージエアコン	(株) 東芝	3Φ200V	ROA-AP404HJ	R410A	1.00kg	1

## 工場 1 階排水処理電気室

種類	メーカー名	電圧	型番	冷媒ガス種類	封入量／台	台数
パッケージエアコン	ダイキン工業 (株)	3Φ200V	SRP3JK	R22	5.10kg	1

## 第 1 計量器室

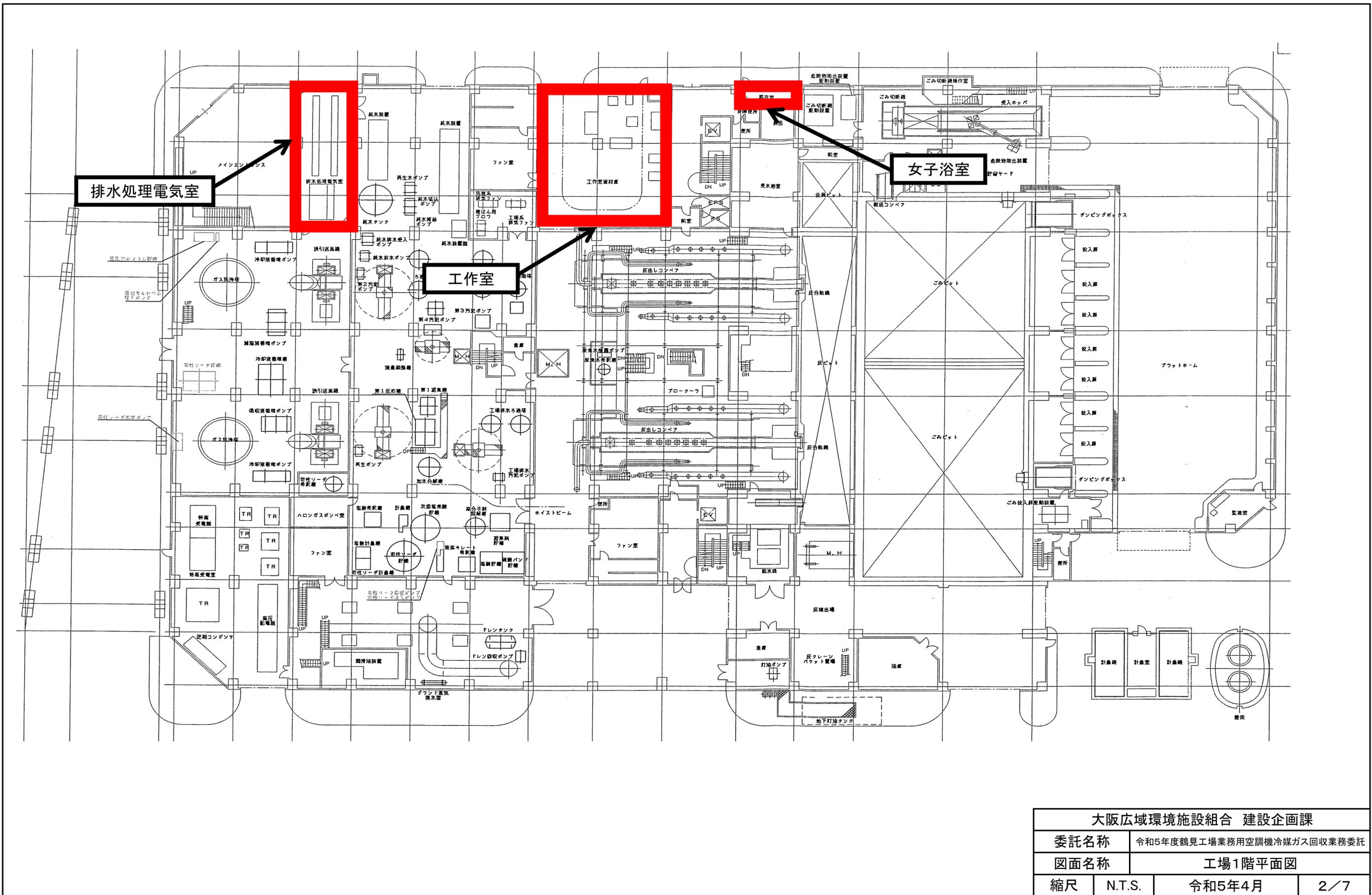
種類	メーカー名	電圧	型番	冷媒ガス種類	封入量／台	台数
パッケージエアコン	ダイキン工業 (株)	1Φ100V	S40NCV	R22	0.85kg	1

令和5年度鶴見工場業務用空調機冷媒ガス回収業務委託 明細書

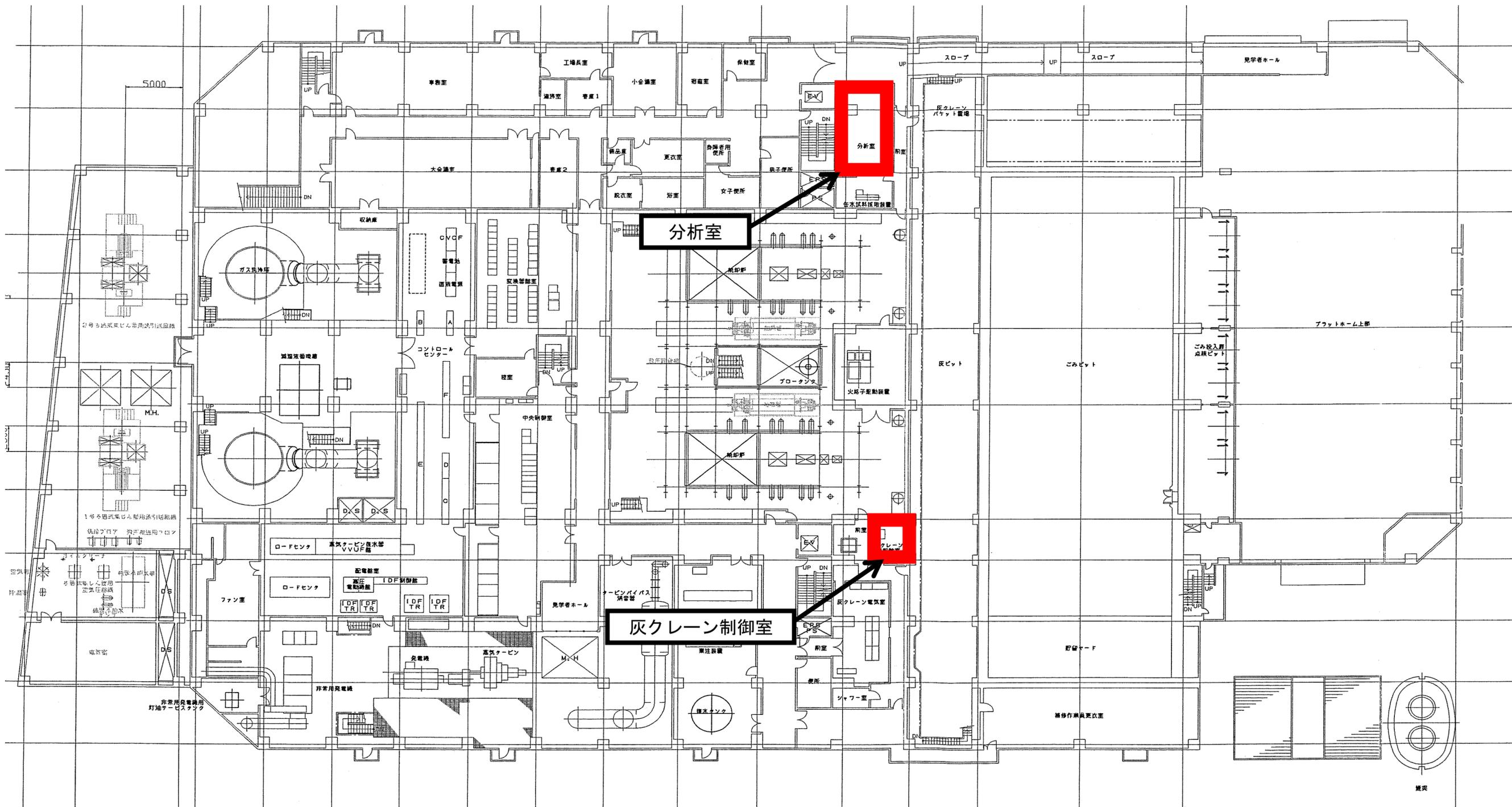
品名	仕様	数量	単位	単価	金額
冷媒ガス 回収作業費	冷媒ガス：R134a 総重量：0.28kg	1	式	—	
	冷媒ガス：R410A 総重量：195.60kg	1	式	—	
	冷媒ガス：R12 総重量：0.24kg	1	式	—	
	冷媒ガス：R22 総重量：10.25kg	1	式	—	
	冷媒ガス：R32 総重量：2.40kg	1	式	—	
書類作成費	冷媒ガス回収に伴う行程管理票又は行程管理票に準じた書類の作成 作業報告書等、本案件における当組合への提出必要書類作成 (必要書類は当組合HP参照のこと)	1	式	—	
諸経費	冷媒ガス回収作業に伴う運搬費等、 上記項目以外で本案件に要する費用 すべて含む	1	式	—	
小計					
消費税及び 地方消費税額					
合計					



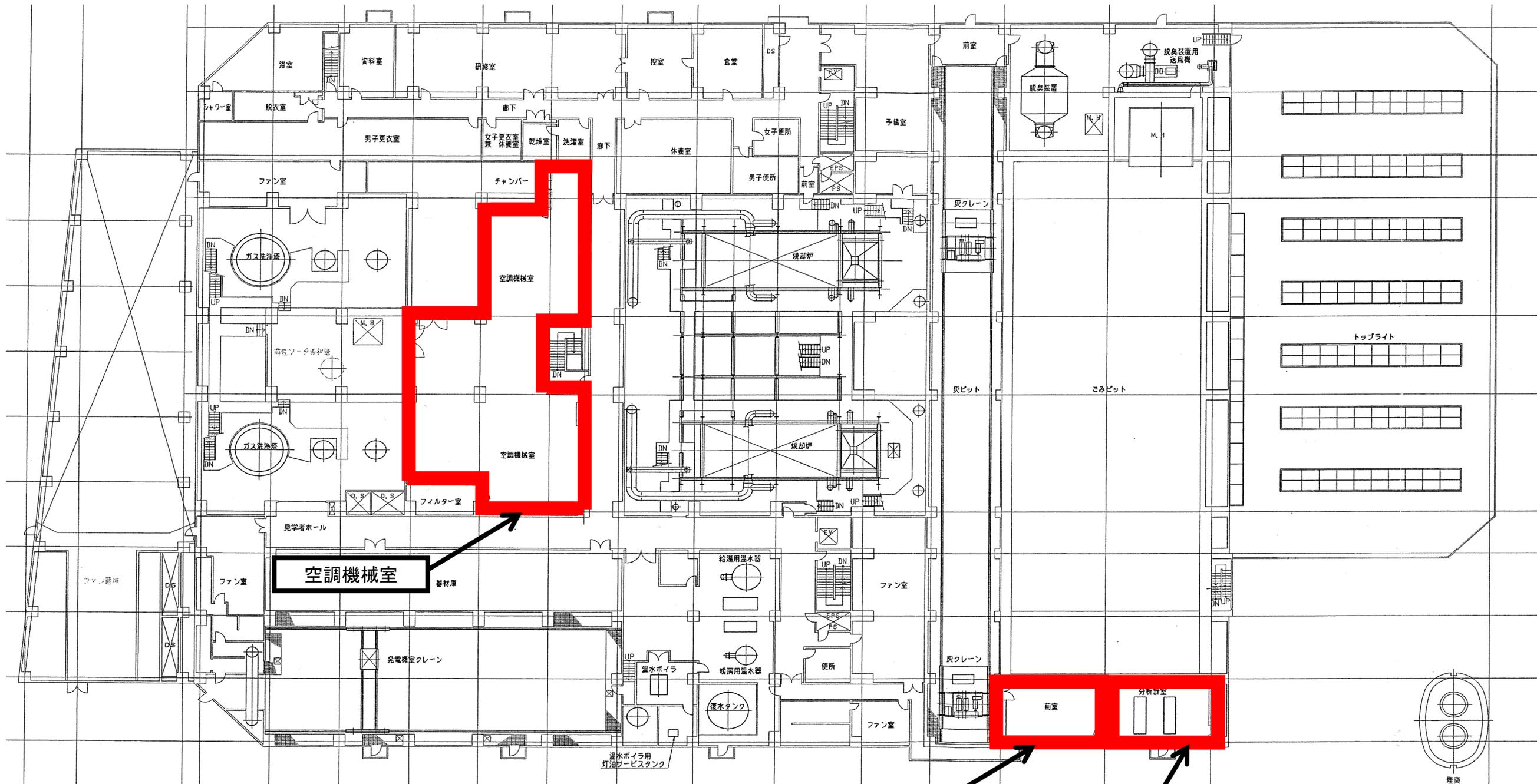




大阪広域環境施設組合 建設企画課			
委託名称	令和5年度鶴見工場業務用空調機冷媒ガス回収業務委託		
図面名称	工場1階平面図		
縮尺	N.T.S.	令和5年4月	2/7



大阪広域環境施設組合 建設企画課			
委託名称	令和5年度鶴見工場業務用空調機冷媒ガス回収業務委託		
図面名称	工場2階平面図		
縮尺	N.T.S.	令和5年4月	3/7

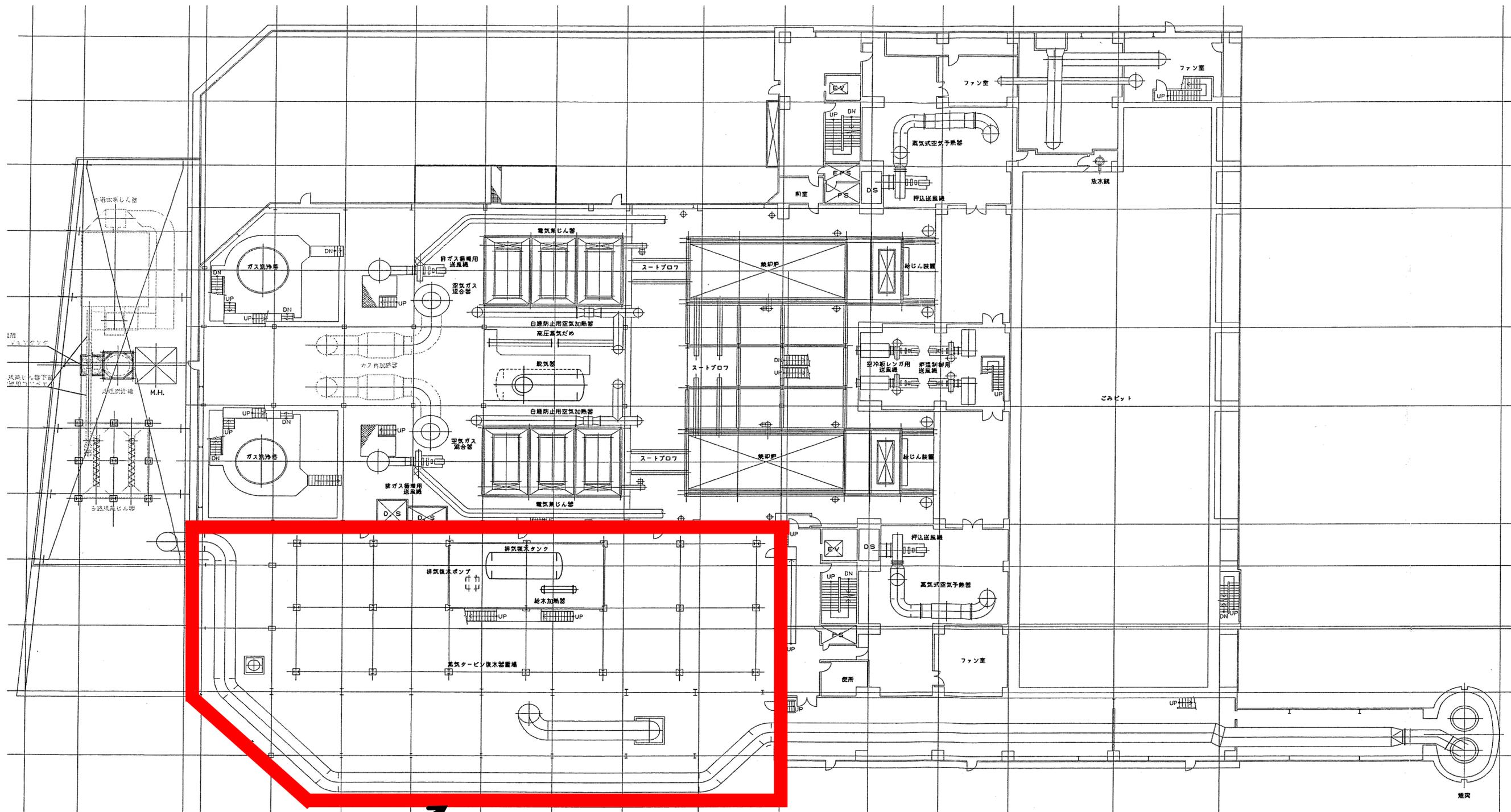


空調機械室

ごみ分析室

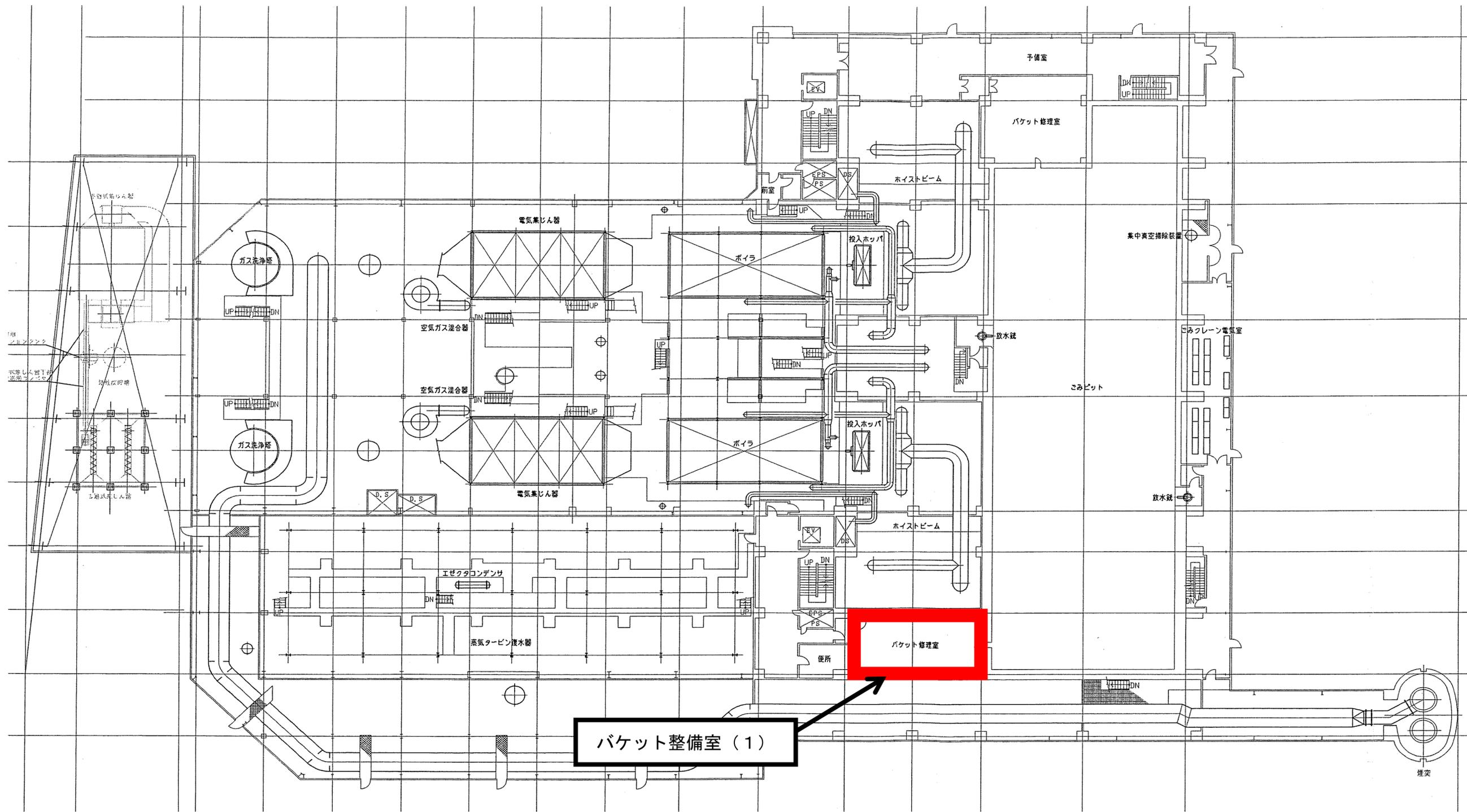
排ガス分析計室

大阪広域環境施設組合 建設企画課			
委託名称	令和5年度鶴見工場業務用空調機冷媒ガス回収業務委託		
図面名称	工場3階平面図		
縮尺	N.T.S.	令和5年4月	4/7

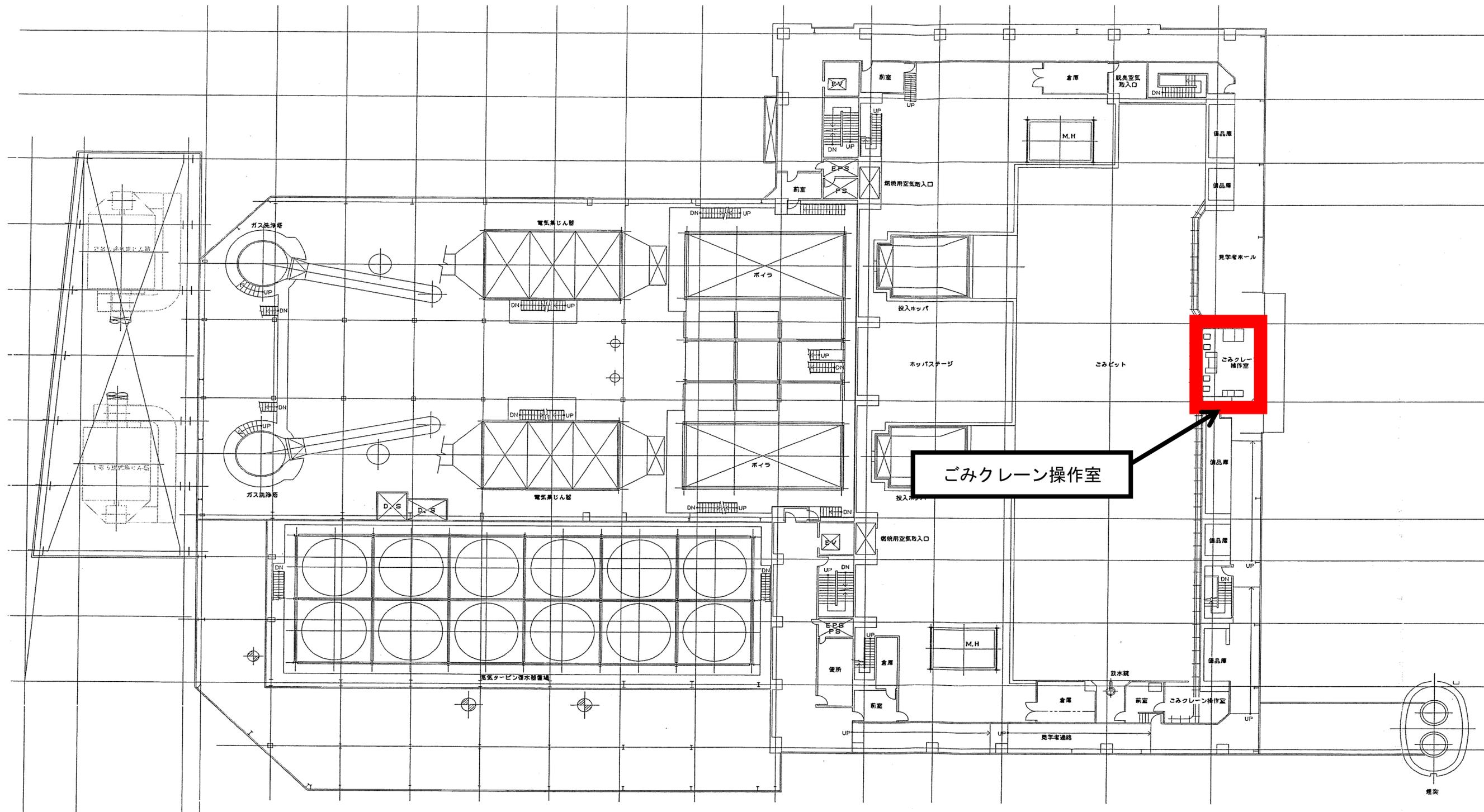


タービン復水器室

大阪広域環境施設組合 建設企画課			
委託名称	令和5年度鶴見工場業務用空調機冷媒ガス回収業務委託		
図面名称	工場4階平面図		
縮尺	N.T.S.	令和5年4月	5/7



大阪広域環境施設組合 建設企画課			
委託名称	令和5年度鶴見工場業務用空調機冷媒ガス回収業務委託		
図面名称	工場5階平面図		
縮尺	N.T.S.	令和5年4月	6/7



ごみクレーン操作室

大阪広域環境施設組合 建設企画課			
委託名称	令和5年度鶴見工場業務用空調機冷媒ガス回収業務委託		
図面名称	工場6階平面図		
縮尺	N.T.S.	令和5年4月	7/7